

## 個人情報ファイル登録票

個人情報ファイル登録年月日	平成17年04月01日				
個人情報ファイル廃止年月日					
事務等の名称	軽自動車税賦課事務				
特定個人情報該当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税にかかる申告書の受理、賦課、調定、調査、告知などの事務を行う。				
記録項目（追加がある場合は別紙）					
戸籍的事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目
<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体・性格の特徴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 加入団体 <input type="checkbox"/> 主張 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> FAX番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 税状況 <input type="checkbox"/> 公的支援状況 <input type="checkbox"/> 口座番号	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある事項
記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録併用有 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 電磁的記録併用有 <input type="checkbox"/> 画像 <input type="checkbox"/> 電磁的記録併用有 （追加がある場合は別紙）				
収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（本人以外の詳細は別紙）				
利用及び提供の状況	目的外利用又は外部提供の有無（保有特定個人情報を除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 有（詳細は別紙） <input type="checkbox"/> 無		保有特定個人情報の照会又は提供の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（詳細は別紙） <input type="checkbox"/> 無		
外部委託	<input checked="" type="checkbox"/> 有（外部委託の詳細は別紙） <input type="checkbox"/> 無				

### 対象者

課税保留対象者	軽自動車の所有者
軽自動車税の納税義務者	軽自動車税非課税対象者
原動機付自転車の所有者	減免申請者
他市町村の廃車等申請書	

### 主な公文書

軽自動車税申告書兼標識交付申請書	軽自動車税申告書（新規、廃車、変更）
軽自動車の標識紛失届	軽自動車税の課税に係る申立書
軽自動車税減免申請書	軽自動車税課税台帳
軽自動車税納税義務者氏名50音順一覧	軽自動車税前年度減免者一覧
軽自動車税課税保留者一覧	軽自動車税非課税一覧
軽自動車税課税物件異動通知	軽自動車税課税システム

## 本人以外の収集方法の詳細

◇当該事務が情報収集する外部機関等の名称 (※委託による収集は下記外部委託状況の詳細のとおり)

機関等の名称	根拠条文	条-項-号
全国軽自動車協会連合会	7-3-2	
軽自動車検査協会	7-3-2	
(全国) 運輸支局	7-3-2	

## 住民基本台帳法の趣旨による基本情報の利用(特定個人情報を除く。)

■有 □無

## 条例第8条の目的外利用及び外部提供の詳細

◇当該事務が目的外又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称

保有課実施機関	保有課所属名称	事務等の名称	根拠条文	条-項-号
市長	税務課	58 固定資産税賦課事務	8-1-1	

◇当該事務の内容を目的外に又は実施機関を超えて利用する市の所属名称及び事務等の名称

利用課実施機関	利用課所属名称	事務等の名称	根拠条文	条-項-号
市長	人権政策課	10 住宅新築資金等貸付事務	8-1-5	
市長	福祉課	375 特別定額給付金支給事務	8-1-1	

◇当該事務の内容を外部提供する外部機関等の名称

機関等の名称	根拠条文	条-項-号
軽自動車検査協会	8-1-2	

## 条例第8条の2の特定個人情報の照会及び提供の詳細

◇当該事務が番号法第19条に基づき特定個人情報を照会する市の所属名称及び事務等の名称

保有課実施機関	保有課所属名称	事務等の名称
市長	納税課	62 市税等徴収・滞納整理事務

◇当該事務の保有特定個人情報を番号法第19条に基づき提供する市の所属名称及び事務等の名称

利用課実施機関	利用課所属名称	事務等の名称
市長	納税課	62 市税等徴収・滞納整理事務

## 外部委託状況の詳細

(株)日立システムズ / 課税システム

## 記録形態の追加

軽自動車税システム

## 記録項目の追加・補足等

## 個人情報ファイル外部提供記録票

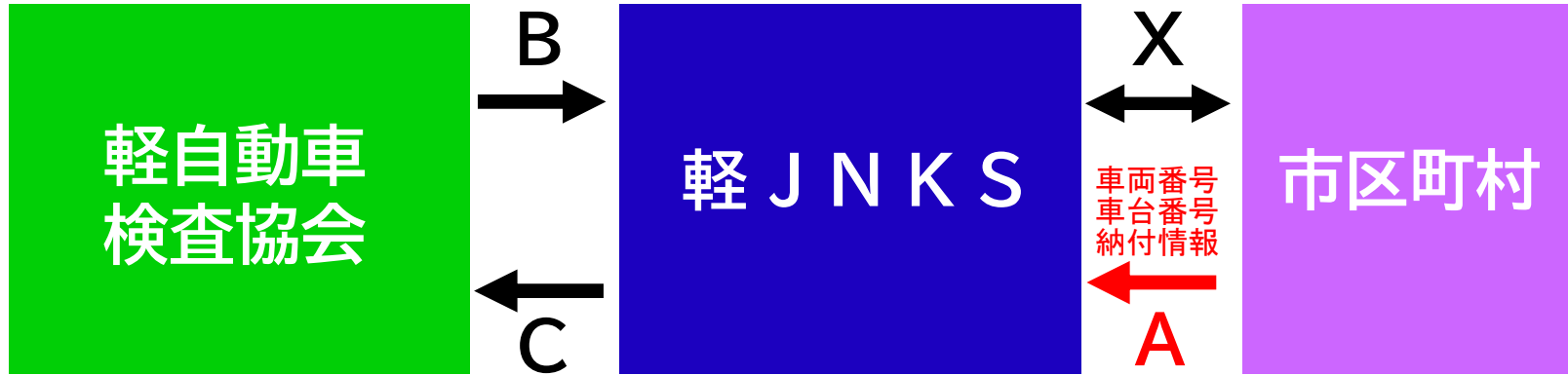
新規

事務等の名称 (提供課)	軽自動車税賦課事務				
外部提供先 機関の名称	軽自動車検査協会				
提供開始年月日 提供廃止年月日	令和05年01月01日				
具体的根拠 (外部提供する具体的根拠及び理由)	<p><b>太宰府市個人情報保護条例第8条第1項第2号</b></p> <p>【第8条第1項第2号該当の場合、外部提供が可能である具体的根拠法令】</p> <p>道路運送車両法第97条の2</p> <p>【外部提供する理由】</p> <p>自動車検査証の返付(車検)を受けようとする場合に、当該自動車について軽自動車税種別割の滞納がないことを証することが必要であるため。</p>				
<b>記録項目</b>					
戸籍の事項	心身の状況	社会生活	その他	経済状況	収集制限項目
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体・性格の特徴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 加入団体 <input type="checkbox"/> 主張 <input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> FAX番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> Eメールアドレス	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 税状況 <input type="checkbox"/> 公的支援状況 <input type="checkbox"/> 口座番号	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある事項

【記録項目の追加・補完等】

# 軽JNK S の概要

令和5年1月  
開始予定



A… 軽自動車税(種別割)の納付情報を登録

例) 車両 $\alpha$  (0:完納) 車両 $\beta$  (1:未納)

B… 軽自動車検査協会が「車両番号」及び「車台番号」で納付状況を照会

C… 軽JNK Sが納付情報を応答

例) 車両 $\alpha$  (0:完納)  $\Rightarrow$  継続検査:受検可  
車両 $\beta$  (1:未納)  $\Rightarrow$  継続検査:受検不可

★納税証明書の提示は原則不要です。  
★納税証明書を紛失した場合でも  
再交付申請の必要がありません。

X… 登録した情報を照会・閲覧

## 提供する情報

車両番号	車台番号	車両区分	市町村コード	年度	有効期限コード	有効期限	納付の有無	情報登録日
福岡 480 こ	323 DA63T-682715	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 580 ま	5192 L275S-2099094	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 56 く	8469 L700S-0311083	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 と	5108 KS4-374987	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 591 と	15 HA25S-806965	7	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 580 か	752 MH21S-434647	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 584 つ	1013 JF1-2116370	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 41 の	7560 HA7-9000063	9	40221	2020	0	20210530	0	20221006
福岡 587 そ	1230 MK21S-424058	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 な	7712 S210P-2053278	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 と	6477 S210P-0034736	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 588 に	1230 HM1-1608465	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 40 よ	922 S80V-528457	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 41 こ	540 HH1-1011030	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 41 こ	1385 VD-2405280	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 56 あ	1002 L500S-021384	7	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 41 け	7391 DE51V-742158	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 583 う	4600 JC1-1277106	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 41 と	2362 HA7-1103632	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 う	6587 JH3-1009517	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 483 う	7821 JJ2-5001395	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 ゆ	4089 MH23S-939269	7	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 480 さ	9817 TT2-539587	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 ち	5365 S510P-0099065	9	40221	2020	0	20210530	0	20221006
福岡 41 た	8671 S110P-164609	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 あ	2050 HE21S-636015	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 こ	240 DA63T-664471	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 な	2050 MH34S-533540	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 て	9638 DA16T-434389	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 い	1064 TT2-300512	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 582 く	7129 MK53S-754859	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 す	5357 DA63T-790365	9	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 480 む	81 S510P-0415512	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 そ	3566 LA150S-0011712	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 て	7999 DS16T-383089	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 き	1666 U62T-1303049	9	40221	2020	0	20210530	0	20221006
福岡 580 ゆ	5092 MF33S-184371	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 483 う	6006 DA16T-588822	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 せ	5636 S320V-0087229	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 た	2889 U42T-0112964	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 580 せ	6712 L275S-0022703	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 す	4214 L350S-0322112	7	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 580 こ	9100 HN22S-816052	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 た	1635 S510P-0025468	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 い	3209 TT2-305991	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 580 や	2409 L455F-0008644	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 せ	3486 U62T-2100818	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 た	5178 S510U-0001747	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 い	2235 JC1-1400479	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 た	6985 DA16T-221093	9	40221	2020	0	20210530	0	20221006
福岡 483 え	1166 DA16T-582261	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 よ	4814 B33W-0004638	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 582 い	1276 MH21S-541339	7	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 582 け	6428 MH23S-120016	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 591 え	1123 B21W-0414440	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 つ	5334 HA9-1324374	9	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 581 も	9024 JF4-1038419	7	40221	2022	1	20230331	0	20221006
福岡 581 す	4421 MG33S-670660	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 483 ん	1515 DA17V-822160	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 ち	5374 DA16T-281111	9	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 480 ん	3365 DA16T-668534	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 480 さ	9029 S211P-0145103	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 ほ	8492 LA150S-0140349	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 41 ね	6913 TT2-190044	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 581 よ	3621 MF22S-215794	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 か	2413 L275F-1505669	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 583 う	2212 L575S-0108721	7	40221	2021	0	20220530	0	20221006
福岡 582 く	3109 MH35S-137544	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 483 え	1158 DS16T-100180	9	40221	2020	0	20210530	0	20221006
福岡 581 と	6515 MR41S-190112	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 483 き	1158 DA16T-552883	9	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 582 え	7044 MM53S-109458	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006
福岡 588 う	7788 JF1-1255594	7	40221	2022	0	20230530	0	20221006

## 道路運送車両法

第九十七条の二 自動車の使用者が第六十二条第二項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあつては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の使用者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税種別割（自動車税の種別割（地方税法第百四十五条第二号に掲げる種別割をいう。）をいう。次項において同じ。）又は軽自動車税種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。

2 前項の場合において、現に自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項において同じ。）が当該自動車税種別割又は軽自動車税種別割を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の書面の提示又は前項の納付の事実の確認がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

# デジタル改革関連法案の全体像

資料 2

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

## デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

## デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勧告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

## 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

## 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

## 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

## 趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

## 概要

### 個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
  - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
  - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
  - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

### マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
  - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

### マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

#### ＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
  - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
  - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
  - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

#### ＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
  - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
  - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

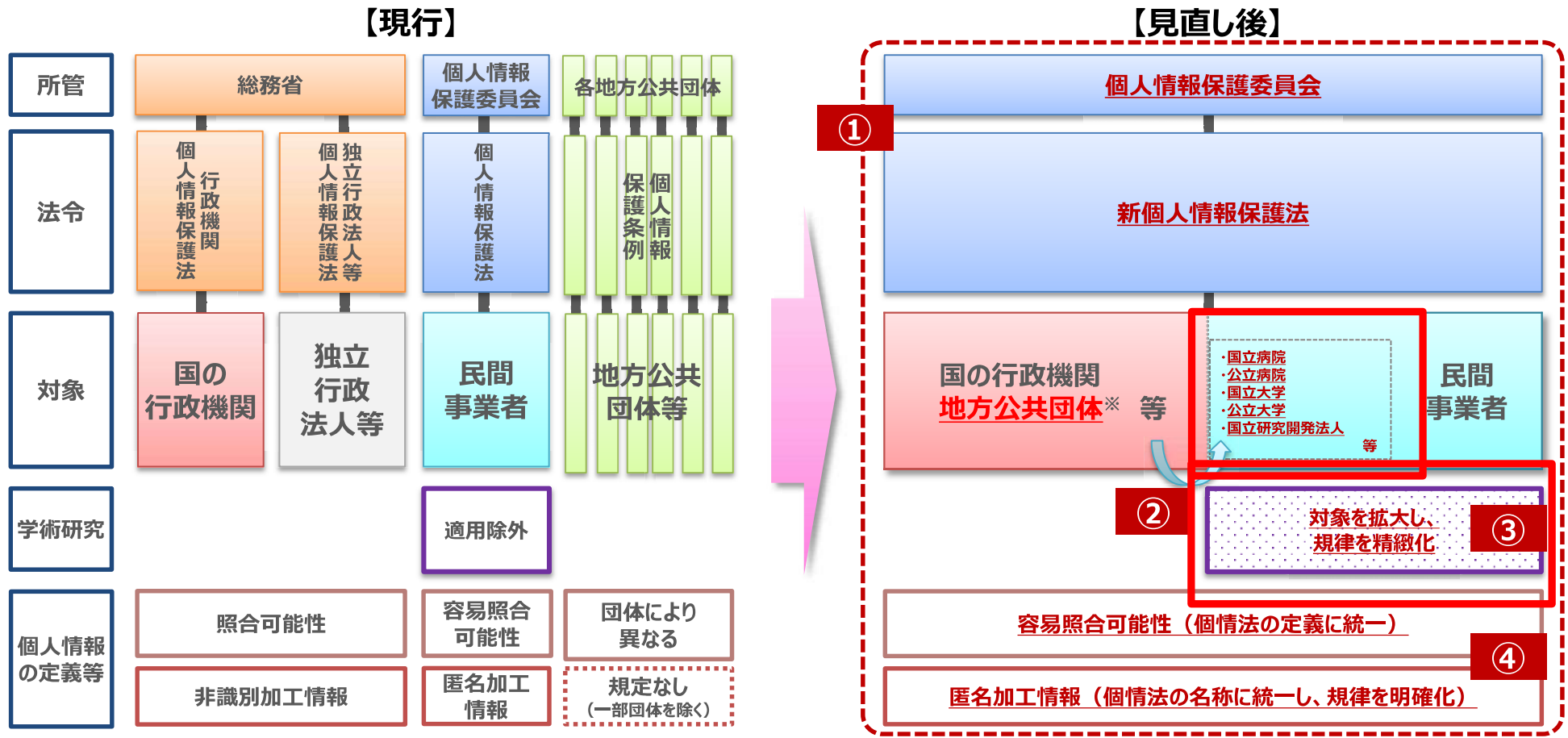
### 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）



# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

### 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

### 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

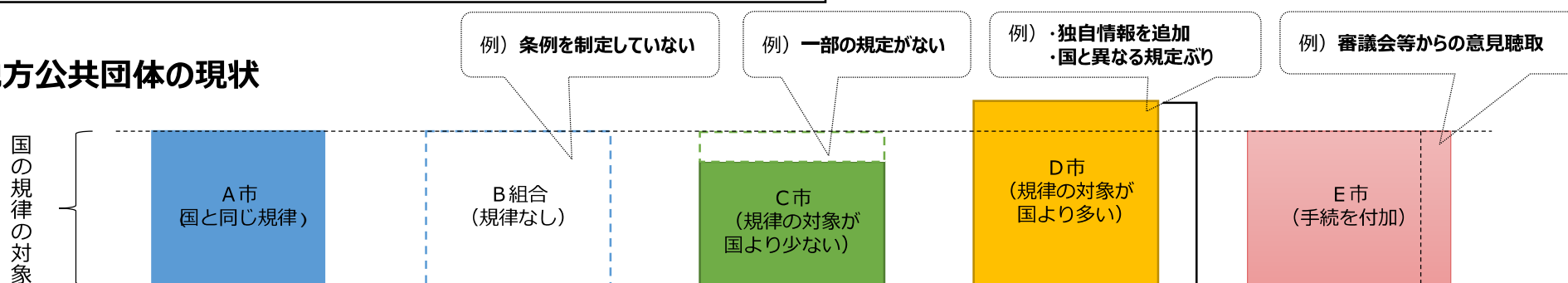
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## <改正の方向性>

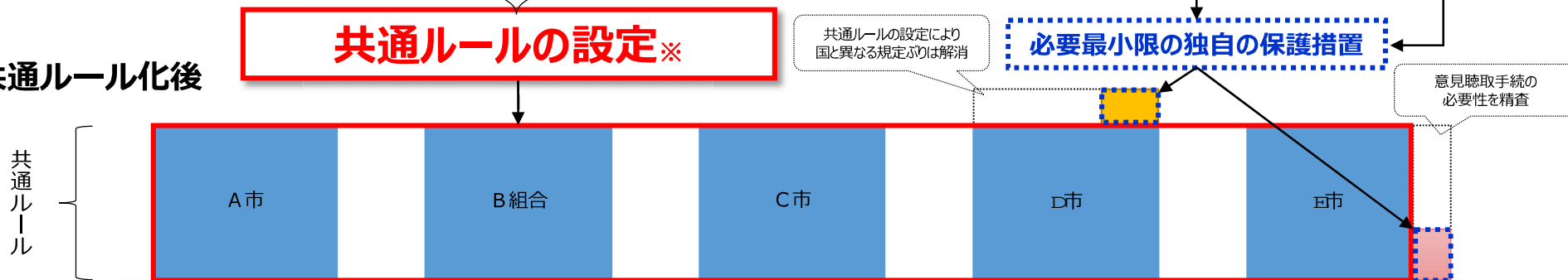
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

- 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
- ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

## 個人情報保護法一元化による本市条例改正

令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
<p><u>各自治体が独自で条例制定</u></p>	<p>個人情報保護法 (自治体の任意性なし)</p>
	<p><u>市が独自で決められる条例の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 手数料</li><li>• 請求があってから開示までの期間等</li></ul>

個人情報保護法制一元化に伴う主な変更事項（案）

未定稿（10/27時点）

事項内容	変更 有無	～令和5年3月31日	令和5年4月1日～	
		現行条例	個人情報保護法&施行令	新条例（案）
法令の対象となる機関	あり	議会も <u>対象</u>	議会は <u>対象外</u>	(※議会は独自条例を制定)
個人情報の定義	あり	死者の情報を <u>含む</u> 困難照合情報を <u>含む</u>	死者の情報を <u>含まない</u> 困難照合情報を <u>含まない</u>	—
要配慮個人情報 条例要配慮個人情報	あり	なし（ただし、センシティブ情報の収集制限あり）	要配慮個人情報を規定 条例要配慮個人情報を条例委任→規定しない方向	
個人情報ファイル目録の作成・公表	ほぼなし	個人情報ファイル登録票 ※ファイルの <u>人数制限なし</u>	個人情報ファイル簿 ※ファイルの <u>人数制限あり</u> ※条例により独自対応可能→規定しない方向	
保有個人情報に対する各種請求権	ほぼなし	開示請求権 訂正請求権、削除請求権 目的外利用等中止請求権	開示請求権 訂正請求権（追加・削除を含む） 利用停止請求権	—
各種請求に対する決定の期限 各種請求に対する決定の期限延長	なし	15日（翌日起算で14日） +30日	30日以内で条例委任 → 15日（翌日起算で14日）の方向 +30日以内で条例委任 → +30日の方向	
開示請求に係る手数料	なし	手数料なし（実費のみ）	条例委任 → 手数料なし（実費のみ）の方向	
各種請求に係る審査請求の諮問	なし	必要的諮問	必要的諮問	—
各種審査請求の諮問機関	あり	情報公開・個人情報保護審査会（ <u>附属機関条例</u> で設置）	条例委任 → 情報公開・個人情報保護審査会（ <u>単独条例</u> で設置の方向）	
行政機関等匿名加工情報	あり	なし	都道府県・政令市： <u>即時導入</u> 一般市：当分の間は <u>導入猶予</u> → 当分の間は規定しない方向	
運用面で専門的意見を聴く審議会	あり	情報公開・個人情報保護審議会（ <u>附属機関条例</u> で設置）	任意設置（条例委任） → 情報公開・個人情報保護審議会（ <u>単独条例</u> で設置の方向）	
罰則	ほぼなし	(別紙のとおり)		

## 【一元化に伴う罰則の差異】

構成要件等	現行条例(※)	個人情報保護法(※)	罰則
職員等が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（電算ファイルのみ）を提供したとき	第 35 条（職員） 第 38 条（受託者）	第 176 条	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
職員等が、職務上知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	第 36 条（職員） 第 39 条（受託者）	第 180 条	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
受託者が上記二つの違反行為をしたときの両罰規定	第 40 条	規定なし	上記と同じ罰金刑
職員がその職権を濫用して、専ら職務以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したとき	第 37 条	第 181 条	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
偽りその他不正な手段により、保有個人情報の開示を受けた者	第 41 条	第 185 条	条例：5 万円以下の過料 法律：10 万円以下の過料

※「収集」の罪を除き、元職も罰則の対象

構成要件	現行条例	審査会条例（案）	罰則
守秘義務規定に違反して秘密を漏らした者	規定なし	新設の方向	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

構成要件	現行条例	審議会条例（案）	罰則
守秘義務規定に違反して秘密を漏らした者	規定なし	新設の方向	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金